

◎日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の
附属書の修正に関する交換公文

(略称) 中国との航空協定の附属書修正取極

昭和五十四年 九月 十日 北京で
昭和五十四年 九月 十日 効力発生
昭和五十四年 九月 二十日 告示

(外務省告示第二二二二号)

目 次

中国側書簡	……………	二六三	ページ
1 附属書1の路線の修正	……………	二六三	
2 附属書2の路線の修正	……………	二六四	
日本側書簡	……………	二六五	

(日本国と中華人民共和国との間の航空運送協定の附属書の修正に関する交換公文)

(中国側書簡)

(訳文)

書簡をもつて啓上いたします。本部長は、千九百七十四年四月二十日に北京で署名された中華人民共和国と日本国との間の航空運送協定第十七条の規定に従い西国航空当局が千九百七十九年五月二十二日から二十五日までの間北京において協議を行い、合意議事録に署名したことに言及する光栄を有します。

本部長は、中華人民共和国政府に代わつて、前記の合意議事録に基づき、同協定の附属書に次の修正を行うことを提案する光栄を有します。

1 附属書の1(中華人民共和国政府が指定する航空企業が両方向に運送する協定業務の路線)の路線を次のように改める。

北京—上海及び(又は)杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内の他の一地点のうちの一地点—東京及び(又は)大阪及び(又は)長崎若しくは後日合意する日本国内の他の一地点のうちの一地点—運輸以外の目的での着陸のための一地点—ヴァンクーヴァー—オタワ又はカナダ内の他の一地点のうちの一地点—北米(カナダを除く。)内の一地点—中南米(メキシコを含む。)内の四地点

中国との航空協定の附属書修正取極

(中方去文)

日本国駐中華人民共和国特命全权大使
吉田健三閣下:

我荣幸地提及,根据一九七四年四月二十日在北京签署的中华人民共和国和日本国航空运输协定第十七条的规定,两国航空当局自一九七九年五月二十二日至二十五日,在北京举行了会谈,并签订了会谈纪要。

我谨代表中华人民共和国政府建议,按上述会谈纪要的七,对该协定的附件修改如下:

一、附件之一的航线(中华人民共和国政府指定的空运企业经营协议航班的往返航线)修改如下:

北京——上海和/或杭州或今后双方同意的中华人民共和国境内的另一点中的一点——东京和/或大阪和/或长崎或今后双方同意的日本国境内的另一点中的一点——一个作非运输业务性经营的地点——温哥华——渥太华或加拿大境内的另一点中的一点——加拿大以外的北美洲的一点——包括墨西哥在内的中南美洲的四个地点。

2 附属書の2（日本国政府が指定する航空企業が西方向に運
營する協定業務の路線）の路線を次のように改める。

東京—大阪及び（又は）長崎若しくは後日合意する日本
国内の他の一地点のうちの一地点—上海及び（又は）北京
及び（又は）杭州若しくは後日合意する中華人民共和国内
の他の一地点のうちの一地点—ニュー・デリー、ボンバイ
又はカラチのうちの一地点—テヘラーン—ペイルト、カイ
ロ又はイスタンブルのうちの一地点—アテネ又はヨーロッ
パ内の他の一地点のうちの一地点—ローマ又はヨーロッパ
内の他の一地点のうちの一地点—バリー—ロンドン

本部長は、日本国政府が返簡をもつて前記の提案を受諾する
ならば、この書簡及び閣下の返簡をこの問題に関する両国政府
間の合意を構成するものとみなし、その合意が、閣下の返簡の
日付の日に効力を生ずることを提案する光榮を有します。

本部長は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて
敬意を表します。

千九百七十九年九月十日に北京で

中華人民共和国国外交部長 黄 華

中華人民共和国駐在

日本国特命全權大使 吉田健三閣下

二、附件之二的航线（日本国政府指定の
空运企业经营の协议航線の往返航线）修改如
下：

东京—大阪和/或长崎或今后双方同意
的日本境内の另一点中的一点—上海和/或
北京和/或杭州或今后双方同意の中華人民
共和国境内の另一点中的一点—新德里或孟买
或卡拉奇中的一点—德黑兰—贝鲁特或开
罗或伊斯坦布尔中的一点—雅典或歐洲の另
一点中的一点—罗马或歐洲の另一点中の一
点—巴黎—伦敦。

我榮幸地提议，如日本国政府复函接受上
述建议，此函及閣下の复函即成为两国政府在
此问题上达成的谅解，并自閣下复函之日起生
效。

願致最崇高的敬意。

中華人民共和国国外交部長 黄 華

一九七九年九月十日于北京

(日本側書簡)

書簡をもつて啓上いたします。本使は、本日付けの閣下の内容次のとがりの書簡を受領したことを確認する光栄を有します。

(中国側書簡)

本使は、日本国政府が前記の提案を受諾し、閣下の書簡及びこの返簡がこの問題に関する両国政府間の合意を構成し、その合意が本日付けで効力を生ずることに同意する旨を閣下に通報する光栄を有します。

本使は、以上を申し進めるに際し、ここに閣下に向かつて敬意を表します。

千九百七十九年九月十日に北京で

中華人民共和国駐在

日本国特命全権大使 吉田健三

中華人民共和国外交部長

黄 華 閣下

(参考)

この取極は、一九七四年四月二十日に北京で署名された中華人民共和国との航空協定（昭和四十九年二国間条約集及び条約集二三三四号参照）の附属書に掲げられた運営路線の修正に関し、両国政府間の合意を確認するものである。